

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2023年11月20日(月)

今週のことば

外形標準課税の見直し

法人事業税の外形標準課税は資本金1億円超の企業に適用されるが、1億円以下に減資して課税対象から外れる企業が増えていることから、追加基準の導入を検討。

◆ 今週のことよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

11/20(月) 大安

21(火) 赤口 年末ジャンボ宝くじ発売

22(水) 先勝 小雪

23(木) 友引 勤労感謝の日、二の酉

24(金) 先負 フィギュアスケートNHK杯、

25(土) 仏滅

26(日) 大安 競馬・ジャパンカップ

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
11/13(月)	32,585 △ 17	151.73 ▼0.35
14(火)	32,696 △111	151.63 △0.10
15(水)	33,520 △824	150.68 △0.95
16(木)	33,424 ▼ 96	151.37 ▼0.69
17(金)	33,585 △161	150.43 △0.94

インボイス制度で多く寄せられる質問

国税庁はインボイス制度開始後に多く寄せられる質問を公表しました。

◎手書きの領収書によるインボイスの交付……手書きの領収書であっても、インボイスとして必要な事項が記載されていればインボイスに該当します。なお、不特定多数に販売等を行う小売業などに係る取引は簡易インボイス(適格簡易請求書)を交付できるため、宛名は省略可能であり、税率ごとの消費税額等又は適用税率のどちらかの記載で足りる。

◎買手によるインボイスの修正……売手が交付したインボイスの記載事項に誤りがあった場合、買手である課税事業者に対して修正したインボイスを交付する必要があり、買手において追記や修正を行うことは認められていません。ただし、受領したインボイスに買手が自ら修正を加え、売手に修正事項の確認を受けることで、その書類は修正事項を明示した仕入明細書等にも該当することから、当該書類を保存することで仕入税額控除を受けることができます。

◎従業員が立替払をした際に受領した簡易インボイス……従業員が立替払した際に受領した簡易インボイスに「従業員名」の宛名が記載されている場合でも、その従業員が自社に所属していることを明らかにする従業員名簿等を簡易インボイスと併せて保存していれば、仕入税額控除を行えます(従業員名簿等がない場合は立替金精算書の作成・保存が必要)。

◎実費精算の出張旅費等……従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等は一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められますが、この支給には概算払いのほか、実費精算されるものも含まれます。

■ この記事の詳細は、情報BOX201544

本年分から財産債務調書の提出義務者が拡大

一定以上の所得や財産がある方は、財産の種類や価額等を記載した「財産債務調書」を所轄税務署に提出しなければなりません。令和5年分から提出義務者や提出期限などが見直されています。

提出義務者は、①その年分の所得金額(退職所得を除く)が2千万円超で、かつ、その年の12月末時点で3億円以上の財産又は1億円以上の有価証券等(国外転出特例対象財産)を有する方、又は②その年の12月末時点で10億円以上の財産を有する方(所得基準なし)に該当する場合となり、令和5年分から②の方が加わりました。

また、提出期限はその年の翌年6月30日までとなります(国外財産調書も同様)。

水産物輸入規制に伴うセーフティネット保証

福島第一原発でのALPS処理水の海洋放出に伴い、中国など諸外国が実施している水産物の輸入規制措置等の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対して「セーフティネット保証2号」が発動されました。

輸入規制措置等を行っている国の事業者と直接または間接的に一定程度の取引を行っており、かつ売上等が10%以上減少している場合に、信用保証協会が一般保証とは別枠で民間金融機関による融資額の100%を保証します。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

国税庁に多く寄せられているインボイス制度に関する質問

◎適格請求書発行事業者公表サイトの検索結果とレシート表記が異なる場合

適格請求書等に記載する氏名・名称は、電話番号等により適格請求書を交付する事業者を特定できれば、屋号や省略した名称などの記載で差し支えないとされているため、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で適格請求書等に記載された登録番号を基に検索して表示された事業者が適格請求書等に記載された屋号の事業者と同一であるか明らかとならないことも考えられます。

この点、本サイトは、取引先から受領した請求書等に記載されている登録番号が取引時点において有効なものかを確認するために利用されるものであるため、その登録番号の有効性が確認できれば、一義的には有効な適格請求書等として取り扱うこととして差し支えありません。

◎手書きの領収書による適格簡易請求書の交付

適格請求書発行事業者が、小売業など不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等を行う一定の事業を行う場合には、適格請求書に代えて、適格簡易請求書を交付することが可能です。適格簡易請求書の記載事項は適格請求書よりも簡易なものとされており、「書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称」の記載が不要であり、「税率ごとに区分した消費税額等」又は「適用税率」のいずれか一方の記載で足りる点が異なります。

また、適格請求書や適格簡易請求書のいずれについても、手書きの領収書等により交付することが可能であり、課税資産の譲渡等に係る「税込価額」が記載されていれば、「税抜価額」を記載する必要はありません。

◎買手による適格請求書の修正

売手である適格請求書発行事業者は、交付した適格請求書等の記載事項に誤りがあったときは、買手である課税事業者に対して、修正した適格請求書等を交付しなければならないこととされており、買手においては、追記や修正を行うことは認められていません。

ただし、買手が作成した一定事項の記載のある仕入明細書等の書類で、売手である適格請求書発行事業者の確認を受けたものについても、仕入税額控除の適用のために保存が必要な請求書等に該当しますので、買手において適格請求書の記載事項の誤りを修正した仕入明細書等を作成し、売手である適格請求書発行事業者に確認を求めるとも認められます。この際、例えば、相互に関連する複数の書類により、仕入明細書等を作成することも可能であることから、受領した適格請求書と関連性を明確にした別の書類として修正した事項を明示したものを作成し、当該修正事項について売手の確認を受けたものを保存することも認められます。

したがって、受領した適格請求書に買手が自ら修正を加えたものであっても、修正した事項について売手に確認を受けることで、その書類は適格請求書であるのと同時に修正した事項を明示した仕入明細書等にも該当することから、当該書類を保存することで、仕入税額控除の適用を受けることとして差し支えありません。

なお、これらの対応を行った場合でも、売手において当初交付した適格請求書の写しを保存しなければなりません。

◎従業員が立替払をした際に受領した適格簡易請求書での仕入税額控除

従業員が事業に必要な消耗品等の代金を立替払をした際に受領した適格簡易請求書の宛名に「従業員名」が記載されている場合、原則として、宛名の記載を求められない適格簡易請求書でも、書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称として仕入税額控除を行う事業者以外の者の氏名又は名称が記載されている場合には、そのまま保存しても仕入税額控除を行うことはできません。

しかしながら、当該従業員が自社に所属していることが明らかとなる従業員名簿等の保存が併せて行われている場合、従業員名が記載された適格簡易請求書と従業員名簿等の保存をもって、仕入税額控除を行うこととして差し支えありません。

なお、従業員名簿等がなく、立替払を行う従業員を特定できない場合には、従業員名が記載された適格簡易請求書と、従業員が作成した立替金精算書の交付を受け、その保存が必要となります。

◎実費精算の出張旅費等

社員に支給する出張旅費、宿泊費、日当等のうち、その旅行に通常必要であると認められる部分の金額については、課税仕入れに係る支払対価の額に該当するものとして取り扱われ、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

この社員に対する支給には、概算払いによるもののほか、実費精算されるものも含まれますので、実費精算に係るものであっても、その旅行に通常必要であると認められる部分の金額については、帳簿のみの保存で仕入税額控除を行うことができます。